

高知県あったかふれあいセンター事業実施要領 新旧対照表

新（案）	旧（令和4年度）
<p>第1 総 則（省略）</p> <p>第2 事業計画書の作成</p> <p>1 趣 旨</p> <p>あったかふれあいセンターの役割は、集いなどの機能により、地域ニーズの把握や課題に対応するとともに、地域福祉活動を推進することにある。加えて、改正社会福祉法において規定された、地域福祉の推進の理念に基づく「地域共生社会」の実現に向けて、あったかふれあいセンターの地域での役割や目指す姿等を明らかにし、さらなる進化・発展を目指す必要がある。</p> <p>このため、地域ニーズ及び課題の分析をはじめ、事業目的、中長期の目指す姿等の明確化、実践、評価等のPDCAサイクルを回すことができるよう、事業計画書の作成を必須とする。</p> <p>2 事業計画書作成に期待される効果（省略）</p> <p>3 事業計画の作成方法（省略）</p> <p>4 事業計画書の作成において必要な視点（省略）</p> <p>5 利用者データ</p> <p>(1) 平成22年度から、日本福祉大学の協力により、あったかふれあいセンター利用者データ管理ソフトを導入し、各あったかふれあいセンターにおいて、事業所の業務管理や利用者情報の整理等に活用していることから、事業計画書を作成するに当たっては、計画がより信頼度の高く効果的なものになるよう、現状分析、評価指標等において、当該データを活用することとする。</p> <p>(2) 県は、提供された同ソフトに関する意見等について、適宜回答することとする。</p> <p>(3) 各あったかふれあいセンターは、毎月20日（土・日曜日・祝祭日等にあたる場合は、直後の開庁日）までに、あったかふれあいセンター利用者デー</p>	<p>第1 総 則（省略）</p> <p>第2 事業計画書の作成</p> <p>1 趣 旨</p> <p>あったかふれあいセンターの役割は、集いなどの機能により、地域ニーズの把握や課題に対応していく小規模多機能支援拠点であるとともに、地域福祉活動を推進することにある。加えて、改正社会福祉法において規定された、地域福祉の推進の理念に基づく「地域共生社会」の実現に向けて、あったかふれあいセンターの地域での役割や目指す姿等を明らかにし、さらなる進化・発展を目指す必要がある。</p> <p>このため、地域ニーズ及び課題の分析をはじめ、事業目的、中長期の目指す姿等の明確化、実践、評価等のPDCAサイクルを回すことができるよう、事業計画書の作成を必須とする。</p> <p>2 事業計画書作成に期待される効果（省略）</p> <p>3 事業計画の作成方法（省略）</p> <p>4 事業計画書の作成において必要な視点（省略）</p> <p>5 利用者データ</p> <p>(1) 平成22年度から、日本福祉大学の協力により、あったかふれあいセンター利用者データ管理ソフトを導入し、各あったかふれあいセンターにおいて、事業所の業務管理や利用者情報の整理等に活用していることから、事業計画書を作成するに当たっては、計画がより信頼度の高く効果的なものになるよう、現状分析、評価指標等において、当該データを活用することとする。</p> <p>(2) 県は、提供された同ソフトに関する意見等について、適宜回答することとする。</p> <p>(3) 当該データに関する県への定例的な報告書の提出については、次のとおりとする。</p>

高知県あったかふれあいセンター事業実施要領 新旧対照表

新（案）	旧（令和4年度）
<p><u>タ管理ソフトへ前月分に把握された利用者に関する情報の更新及び利用実績の入力を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 当該データに関する県への定例的な報告の提出については、次のとおりとする。</u></p> <p>①提出物 利用状況報告書及び実績分析報告書</p> <p>②提出方法 電子メール</p> <p>③提出先 高知県子ども・福祉政策部 地域福祉政策課 060101@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>④提出期限 <u>事業実施期間終了後すみやかに、前年度分の「利用状況報告書」及び「実績分析報告書」を提出すること。</u></p>	<p>①提出物 利用状況報告書及び実績分析報告書</p> <p>②提出方法 電子メール</p> <p>③提出先 高知県子ども・福祉政策部 地域福祉政策課 060101@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>④提出期限 毎月20日（土・日曜日・祝祭日等にあたる場合は、直後の開庁日）までに、前月分の「利用状況報告書」及び「実績分析報告書」を提出すること。</p>
<p>第3 あったかふれあいセンター運営協議会（省略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第3 あったかふれあいセンター運営協議会（省略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p>